

*** 災害時の「助け合い社会」を目ざして ***

災害時の避難に支援を 希望する方の登録をはじめます！

※平成25年9月18日より申請受付を開始

1. 「前橋市災害時要援護者支援制度」についてのご案内

前橋市では、災害時に自力で避難することが困難な障害のある方や高齢者などが、万一の際、地域における助け合いにより、安全に避難等していただくため、以下のとおり「災害時要援護者支援制度」をはじめます。

これは、地域における共助を基本とした要援護者の支援体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを推進するのです。

2. 対象となる方及び申請方法等

「災害時に自力で避難することが困難な方」

■(例)在宅の方で「①立つことや歩行ができない等 ②音が聞こえない・物が見えない等 ③人工呼吸療法や酸素療法を受けている等 ④危険を判断できない・精神的な動揺がはげしい等 ⑤高齢者のみの世帯(独居含む)」など

※なお、病院入院者や施設入所者、家族(健常者)が同居及び同一敷地内にいるなど、常時身近に支援者がいる場合は対象外ですが、昼間だけ独りになる時間帯があるなどの場合は対象となります。

※登録に際しては、所定の「申請書」を提出していただきます！

「申請書」をご希望の方は、下記まで電話連絡ください。ご自宅まで郵送します。

■前橋市役所 危機管理室

代表：027(224)1111 内線2935・2936

直通：027(898)5935

※裏面に記載されている 市役所各課・各施設窓口でも配布しています。



【申請書の受取り場所等】

- (1) 市役所本庁3階・危機管理室、1階・社会福祉課、介護保険室、2階・介護高齢課、保健センター3階・健康増進課、前橋保健所1階・障害福祉課
各支所・市民サービスセンター(地区公民館)窓口

- (2) 本市ホームページからダウンロードする。

【申請書の提出場所等】

- (1) 「危機管理室」まで郵送又はFAX送信する。(下記参照)
(2) 本庁舎3階「危機管理室」窓口ほか、上記受取り場所窓口に提出する。
(3) ダウンロードした申請書を、メール送信する。(下記参照)



3. 制度登録にあたっての留意事項

(1) 地域への情報提供

登録に際しては申請者の個人情報を、各支援機関に提供することに同意していただきます。申請書にご記入いただいた個人情報により、市で台帳(支援計画書)を作成し、支援にあたる方々に提供します。(※個人情報は、各支援機関において適正に管理し、要援護者支援以外の目的に使用しません。)

(2) 個人情報の提供先(支援機関)

- ①自治会(自主防災会含む) ②民生委員児童委員 ③警察署
④消防局 ⑤消防団 ⑥社会福祉協議会 ⑦市役所関係部局(福祉部、健康部)

(3) その他の注意点

- 災害時には、支援者も被災等する可能性が十分に有るとともに、支援能力の限界もあるため、登録したとしても災害時の支援を確約するものではありません。
- この制度は、あくまでも「地域の助け合い」を原則としたものであり、支援する自治会(自主防災会)等が責任を負うものではありません。
- 要援護者の方も「自分の身は自分で守る」といった「自助」の意識を持ち、できる限りの備えをしてください。
- 本制度に登録されると万一の避難支援に備え、予め自治会などの支援機関が訪問する場合があります。

【申請書提出先及び問い合わせ先】

前橋市役所 危機管理室 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

直通:027(898)5935 代表:027(224)1111 / 内線2935・2936

FAX:027(221)2813 メールアドレス:kikikanri@city.maebashi.gunma.jp